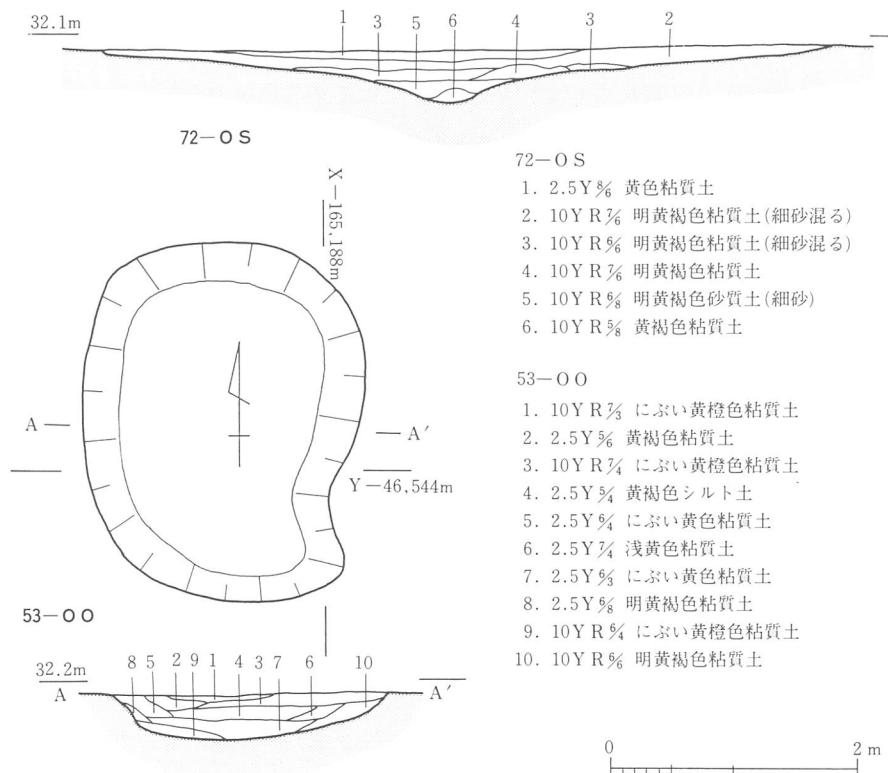


れている。遺物は、瓦質擂鉢・羽釜・甕、備前焼、平瓦、弥生土器、須恵器、埴輪などが出土している。868は瓦質の羽釜である。口径は小さく、口縁部は内傾し凹線状の段をもつ。体部外面はヘラケズリ、内面はハケのちナデである。

#### 4. 井戸

68-O W（付図3、第208図の861・209図の876、図版77・152）

68-O Wは、C10U J付近に位置する径1.7m、深さ2.5m以上の素掘り井戸である。遺物は、検出面から0.35~0.9mの深さの所から集中して出土した。瓦質擂鉢・羽釜・甕、備前焼、土師器小皿、平瓦、須恵器、埴輪などが出土した。中でも瓦質の羽釜と擂鉢が多い。876は瓦質の羽釜で径が大きい。口縁端部は上面に面をもち、内側をつまみ出す。口縁部は高く二つの段をもつ。体部外面はヘラケズリ、内面はハケとナデ調整。861は瓦質の甕で、口縁部は強く外反しあまり肥厚しない。体部外面はタタキ、内面はハケを施す。



第210 72-O S断面図、53-O O平面・断面図 (1/60)

## 第4節 小結

### 第4節 小結

#### 第1項 遺構と遺物の変遷

##### 旧石器時代

伏尾遺跡（A地区）第III区での歴史は旧石器時代に遡る。遺構に伴うものではないが、包含層より国府型ナイフ形石器が出土した。伏尾遺跡に限らず泉北丘陵では、旧石器時代の遺構は検出されず遺物のみが出土するという状況であるが、後期旧石器時代にこの地域一体が生活の場となっていたことは確かであろう。

##### 弥生時代

弥生時代になると、中期末頃に弥生人が伏尾の段丘上で生活を営み始める。石津川流域では縄文時代以降の集落は、位置と環境でも述べたように沖積段丘や氾濫原などの低地に立地しているが、伏尾遺跡（A地区）は中位段丘上に立地しており、弥生時代中期以降の石津川流域を眺望できる丘陵上の集落が明確に確認されたことになる。この中期以降の集落の高台への移動は、普遍的にみられる現象である。伏尾遺跡第III区では中期の遺構として3棟（1棟は拡張）の住居跡や土坑が検出され、これらの住居跡のうち2棟は規模が10m近くあり大型の住居といえる。これらの3棟の住居跡からは土器類の出土がほとんどないため確実な年代の決め手には欠けるが、居住のあり方を考えると同時並存の可能性が高く、いわゆる単位集団と呼ばれる集落類型の一つであると考えておきたい。さらに、3棟のうち、最も規模が大きく、磨製石剣が出土した住居（16—OD）は、この単位集団の長の住居であったかもしれない。伏尾遺跡の弥生時代集落は、集団の生産の場が確認されていない。この伏尾丘陵近辺に想定するべきだが、丘陵上の開析谷を生産基盤にしたような農耕を考えることもできる。また、70—ODからは、蛸壺形土器が出土しているので、漁撈活動との関係あるいは漁撈集団との交流を示唆するものであろう。

弥生時代後期になると、第II区で住居跡が検出されており、遺構の比重が丘陵の北へ移ったようである。ただ、第III区には井戸や人為的に掘られたと思われる溝などが存在するので、引き続き生活の場にはなっていた。

##### 古墳時代

古墳時代では中期になって古墳が4基造営されている。古墳、埴輪については次項以下で詳述するのでここでは簡単に触れるのみにとどめる。その古墳は3基が方墳で1基は円墳（方墳の可能性もある）である。規模も3基は12m～16mとほぼ似通っているが、1基

は8.5mと小さい。これらの古墳は、全て墳丘および主体部が削平され、周溝のみが残存している。しかし、いずれの古墳の周溝からも、墳丘上にあった多数の須恵器や埴輪が落ち込んだ状態で出土した。それらの遺物からみると、古墳は4基とも5世紀後半頃に造営されたものである。ところで、比較的残存状況の良かった41-O Gは、4基中規模が最も大きく、須恵器の勾玉装飾付器台や、家形埴輪・鳥形埴輪など、小方墳にしては立派な遺物を伴っている。

これらの古墳は、第II区で検出された数10棟の掘立柱建物との関連が考えられ、谷を挟んで北側が集落、南側が墓域として決められていたものと思われる。そのことは、第III区で、古墳以外の同時期の遺構が一切検出されなかったことからも窺える。

ほぼ同時期でこのような状況の遺跡は、石津川流域では野々井遺跡があげられる。泉北丘陵内では、6世紀代の例であるが、陶器川の流れる谷を挟んで北側に陶器千塚古墳群、南側に辻之・田園両遺跡が位置するというふうに、集落と墓域が分かれながらも並地する状況がある。なお、伏尾古墳群は陶邑古窯跡群内に位置し、集落と古墳の時期が5世紀後半であることから、初期の須恵器生産に関与した集団、つまり伏尾集団の墓域と考えたい。

古墳時代後期では、土坑群が2群検出されている。この土坑群はいくつかの土坑が短期間に密集して掘られたもので、遺物は各土坑に須恵器がいくつか入れられている。時期は6世紀後半が考えられる。この様な土坑群は野々井遺跡、万崎池遺跡、菱木下遺跡などでも検出されており、遺構・遺物の状況から土壙墓と考えられる。ところで、同時期の他の遺構は、伏尾遺跡で確認されていないのであるが、古墳などに葬られることがなかった集団成員の墓と思われる。これらの土壙墓群は古墳に接近して築かれており、約1世紀を隔ててもこの地が墓域として意識されていたことを示すものかもしれない。

### 室町時代

第III区では古墳時代以降、室町時代まで遺構はみられない。室町時代の遺構は、掘立柱建物5棟、土坑、溝、井戸などを検出した。第III区の調査において、遺構数では中世のものが最も多い。時期は、遺物の大半が15世紀前半ごろのものである。調査区内には、いくつかの段が形成されており、畑地として利用した痕跡であろう。掘立柱建物をはじめとする室町時代の遺構は、その段の高い部分の周辺に散在している。掘立柱建物についてみると、規模も小さく、柱穴もさほど大きなものではない。従って住居とは考えにくく、畑地の耕作に關係する小屋のようなものかもしれない。仮に住居があるならば中心は第III区東側の丘陵上であろう。また、土坑群・井戸・溝の遺物の中に中世の遺物に混じって古墳に

#### 第4節 小結

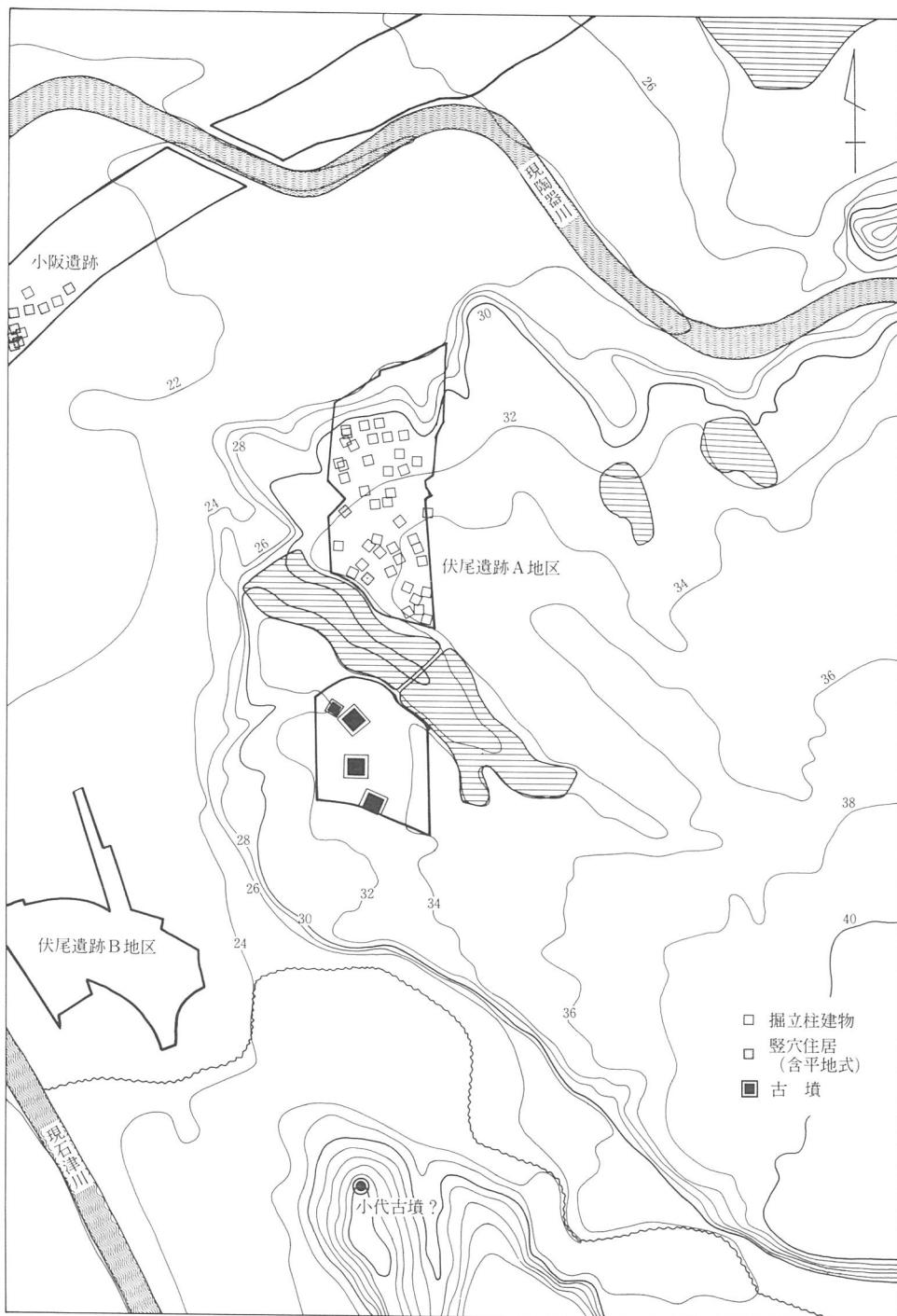
伴う須恵器、埴輪が多く含まれており、特に円筒埴輪については底部（最下段）が多い。このことは、古墳の墳丘がこの時期にはまだ残っており、15世紀になって古墳が削平されたことを示している。この室町時代の土地改変は土器の集中する15世紀前半に始まったと考えられ、以後に続く遺物がみられることから、それ以後伏尾丘陵は、恒常的な人間の足跡が印されるところとなった。16世紀代の遺構は、いわゆる湊焼の埋甕が検出されており、耕作に伴う水溜め施設と思われる。段丘上の土地の改変を伴う開発は、15世紀になると泉州北丘陵内においては普遍的に認められ、伏尾丘陵でもそのことが認められることとなった。

以上のように、伏尾丘陵に本格的な人の足跡が印されるのは、弥生時代である。その後は集落となったり、墓域となったりの断続的な遺構・遺物が指摘できるが、恒常的な開発行為は中世以降のことである。ただし、それ以前における大きな歴史的な画期は、古墳時代の泉州北丘陵一帯の窯業地帯としての開発であり、地域のみでは完結しない政治的なクサビがこの地に打ち込まれたことを示している。百舌鳥古墳群や陶邑古窯跡群の成立と連動した伏尾遺跡の変遷の一端がここに知られることになった。

#### 第2項 伏尾古墳群の性格

伏尾遺跡第III区では、4基の古墳が検出された。3基が方墳で1基は円墳であるが、全て方墳の可能性もある。古墳の状況は削平を受けているため、最も重要な埋葬主体部が失われており、被葬者の性格を示す直接的な検討材料を欠いている。しかし、周溝から出土した多くの埴輪や須恵器が築造時期と被葬者の性格を知る手掛かりを与えてくれる。

古墳は、5世紀後半の造営であって、伏尾遺跡の丘陵上で検出された建物群や多くの遺構・遺物とは密接な関係があることは疑いない。まず、伏尾遺跡の立地条件を地形との関係で眺めてみると、中位段丘である丘陵上面のなだらかな平坦面には、古墳時代の濃密な遺構が調査区外にも広がっていることが予想できる（第211図）。遺構の時期は様々であるが、そのピークは5世紀後半頃にあると思われる。ところが伏尾丘陵のうち、現在上池・下池となっている谷地形を挟んで南側、すなわち第III区では5世紀後半代の建物など居住域関連の遺構はなく、古墳のみが検出された。先にも述べたように土坑・溝などの住居以外の遺構も見当たらないことから、第III区の丘陵は厳密に墓域として認識されていたと考えてよいだろう。そう考えると、第III区の位置する丘陵では、さらに多くの古墳が眠っていることを想定できる。加えて第I区・第II区の建物群など、居住域の生活者に対応する墓地との位置づけが自然である。



第211図 周辺地形と古墳時代中期の遺構概略

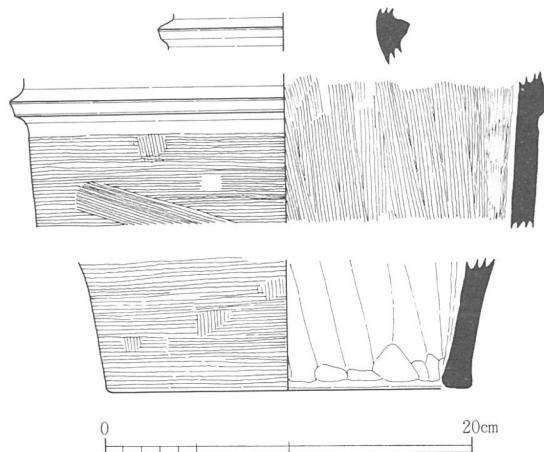
#### 第4節 小結

古墳は削平を受けているため、全ての情報を得たわけではないが、特に周溝内遺物の残りがよかったです41-O Gについて見てみると、周溝の肩も含めると墓の占有域は一辺16mとなる。周溝内側の墳丘域は一辺12m前後の方墳であり、この規模はさほど大きいものではない。ところが、周溝から出た豊富な埴輪と須恵器は質的に極めて高いと言えよう。5世紀代の古式須恵器の器台と壺のセット、大量に立て並べられていた朝顔形および普通円筒埴輪、家形・複数の鳥形などの形象埴輪は、近畿以外の地域では首長墓級の出土品であろう。そこで、なぜこのような小方墳が、質・量の高い須恵器と埴輪を持ちえることができたのか、が当面する問題点となる。

伏尾遺跡周辺の泉北丘陵では、周知のように須恵器生産と共に從来以上に開発が進み、野々井遺跡をはじめとして、多くの古墳が知られる状況にあるが、それは5世紀後半になってからのことである。4世紀代の古墳も割竹形石棺の二本木山古墳などが知られているが、今のところ前期古墳の明確な実態が不明である。また、伏尾遺跡のすぐ南の丘陵上では、4世紀末～5世紀前半頃の古墳の存在が指摘されていた。これが小代古墳群と呼ばれているのであるが、実は古墳など遺跡の実態は明らかではない。踏査によっても、古墳とわかる証拠はなく土師器と埴輪の破片のみが確認される。第212図がその埴輪であるが、5世紀前半代を示すもので明らかに伏尾古墳群のものよりも古い。そこで当面は古式古墳の存在を仮に認めて、伏尾周辺と野々井周辺に拠点を置く集団とその首長の墓を想定できようが、まだ論理的な集団関係の把握には資料的制約が多い。小代古墳群から伏尾古墳群、二本木山古墳から野々井古墳群、といった古墳造営主体の系譜関係が指摘できるかとなると、積極的根拠にはまだ欠けると

言はほかない。ただ伏尾遺跡、野々井遺跡共に5世紀後半頃の須恵器生産開始と共に小古墳の造営が増加しているという共通点を持っている。

では、このような小方墳の造営主体とはどのようなものであろうか。伏尾遺跡の場合、古墳は若干の規模の差を持っているが、39・40・41-O Gの各古墳はほぼ等質



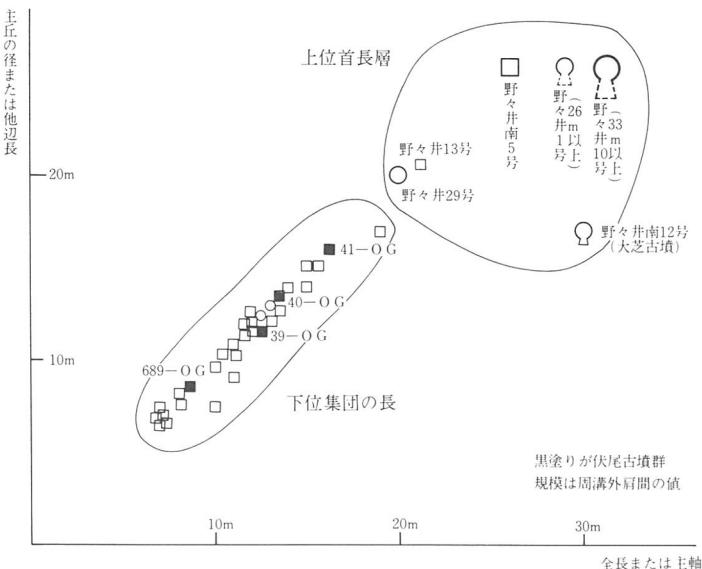
第212図 小代古墳群採集の埴輪 (1/4)

的な規模と内容が想定され、時期的な差を認めるこども今のところできないから、短期間のうちに同等の政治関係・経済関係を表現した集団の長の墓と考えるのが適当である。となると、第I・II区の集落との関係、とりわけ古墳造営の背後に横たわる集団関係の分析が待たれるところである。しかし、伏尾遺跡で検出された古墳と、同時期の掘立柱建物と竪穴住居の数は、合わせて50棟に近いものである。集落の分析にはなお力及んでいないが、従来から言われているように古墳時代集落の構造は、少なくとも集落内部にいくつかの単位があって、その集合体が集落を形成する、という事実がある。確かに伏尾遺跡の集落は、第I区の分析結果にみるように複数の建物が一単位となって、それらが集合するムラと考えられる。古墳の被葬者が集落に対応するとなれば、集落を構成するどの単位が古墳築造層に当たるものであるか、その見通しを以下に述べておく。

古墳は、ほぼ等質的な内容を持ち、同時期に複数が築造されている。このことは、伏尾集落の統括者がひとり系列的に古墳を造営したということを否定している。換言すれば、伏尾集落を構成するいくつかの集団毎に、集団の長が古墳被葬者になりえたと考えるほかないのである。また、その小集団は互いに優劣を主張することなく、ほぼ同等の政治的位置を表現しているとも言える。このことは伏尾集落の集団関係というものが、集落の上位首長層と、そこに従属性に存在する下位の小集団、という階層関係を示すものと考えてよいだろう。この見通しをよりいっそう傍証するのは、野々井遺跡の古墳群である。

野々井遺跡では、第213図に示すような古墳の状況が明らかとなっている。古墳は5世紀から6世紀末にかけて造営されているが、大多数が小方（円）墳の群れで構成される一方で、小さいながら前方後円墳、帆立貝型古墳、大きな方墳という卓越グループが存在している。大きくみるならその二者に分けられるが、墳形や規模の差は、なお時期的変化や政治関係の微妙な位置の違いを表出している点も考慮される。しかし、大筋において伏尾遺跡にあって同様の集団構成を想定するなら、伏尾古墳群は下位集団の方墳のみが検出されていると考えられるので、未発見の首長墳の存在を予言しておきたい。それは今回検出された古墳群の上位に立つべき集落の統括首長墳である。

ところで、野々井古墳群と伏尾古墳群には共通点ばかりがあるわけではない。両者共に遺存状態が悪いので、やや躊躇するものであるが古墳に供献され、または立てられていた須恵器と埴輪である。伏尾古墳群のものに比べると、野々井古墳群のものは今少し貧弱な様子が看取されることである。第213図に従えば伏尾古墳群は、規模の点で野々井古墳群の下位集団群に一致しているが、須恵器・埴輪の質と量が示すところは野々井古墳群の上



第213図 伏尾と野々井古墳群の規模比較

位首長墳に対応する可能性がある。これをもって、ただちに本質的にどのような差異か指摘できないが、集団の性格・規模、被葬者の政治的位置、経済的力量などいずれかの差を表したものへの可能性がある。または、遺存状態に左右された分析視角の限界かもしれない。従って、野々井古墳群との比較検討に限って言うなら、上記の見通しもなお流動的なものではあることを断っておきたい。

いずれにしても、伏尾集落と古墳群は須恵器生産に関わる集団が残したと考えるべきであろうが、次にその点に言及しておきたい。言うまでもなく、初期の須恵器生産はヤマト政権の直接的掌握の下、組織的分業体制の一翼を担うものとして機能していたと考えるべきである。それに伴って再編成された在地の地域集団と須恵器生産技術を携えた渡来人の役割、そして政権中枢から派遣されたであろう管理者層の動向は、泉州地域の特質として大きな変化をもたらすこととなった。伏尾遺跡の遺構と遺物の語るところでは、政権中枢または地方首長層と渡来人の指導による現実の生産を担う集団成員という構成を想定することが可能であり、複数の生産者集団の集合が伏尾集落を形成していたものと考えられよう。あとは、生産集団の具体的な組織内容の復原が待たれるところである。

但し、そのことに関してひとつ言えるのは、伏尾集落と丘陵下の平地に存在する同時期の小阪遺跡との関連である。両遺跡は密接な関係が想定されるものの、集落の建物構成が異なっている。小阪遺跡では、竪穴もしくは平地式住居に倉と思える掘立柱建物が付属す

る形で複数の小単位集団が想定でき、須恵器生産用具の出土がみられる。対して伏尾集落では、掘立柱建物が主流となる大集落であり、遺物も須恵器の生産用具は見られない。いずれも須恵器工人の関わる集落でありながら、機能分担もしくは、集団の性格差が示されている可能性があり、須恵器作りに直接に関わる人間と、生産に関する機能一切を取り仕切る集団、という性格差を示唆している可能性もある。この点については、遺物の微妙な時期差の存在も含めて今後の慎重な検討が必要な課題であろう。

さて、伏尾古墳群はすでに考えたように、集落を構成する内部に存在していた小集団の長が築いたものであろうが、小方墳であるにしても立派な遺物を持ちうるだけの被葬者の力量が背景にある。仮に上位の首長層に従属していた小集団であったとしても、限定されるべき古墳の築造という階層的政治秩序に組み込まれるだけの政治的・経済的役割を担っていたと考えて良い。だからこそ集団の規模も小さく、古墳も小方墳という規制下にあっても、逆にその規制の枠組みこそが、被葬者の政治的位置を示すものとして質・量ともに高い埴輪や須恵器の供給を許され、または獲得する基盤を持っていたと考える。それが渡来人の助けを借りた須恵器という新しい土器の大量生産であり、全国的な手工業の分業体制を担う最も小さな単位の集団を示している、と考えるのはどうであろうか。

ヤマト政権の小集団に至る直接的な支配の貫徹が、初期の須恵器生産というある意味では政治的な職務活動を通じてなされるようになると、従来古墳造営の外に置かれていた小集団が、古墳に託された制度的な身分秩序の中で自己主張を始める、そういう歴史的变化を伏尾古墳群の成立の背後に見て取れるのではないかと思われる。

伏尾遺跡は、弥生時代から連綿と続く在地集団のムラであったが、5世紀になって急激に集落が拡大し、逆に6世紀には規模が縮小してゆく。この状況は、在地の集団が内包する自律的な動きだけでは説明が不可能なものである。大規模な人間集団の増減と開発行為の開始、諸生産活動の急激な変化は、なんとなれば、さらに上位の権力による他律的意志が働いていると考えるのが自然である。

集落の盛衰・須恵器の生産・そして伏尾古墳群の成立、そういう複合した個々の調査成果を統一的な歴史的視点で分析すれば、実は人間の社会的動きを如実に示すものとして理解すべきであろう。その意味で、古墳がとりわけ政治的な記念物であるからこそ、伏尾古墳群の検出は重要な意義を有するものである。古墳の示す内容や事実の、歴史的な正しい位置付けによって、泉北地域における伏尾遺跡は、地域史的にも日本の古代社会研究史上にも登場を許されることとなろう。

### 第3項 伏尾古墳群に供給された埴輪の検討

伏尾遺跡で検出された古墳群からは、多数の円筒埴輪が出土した。それらの埴輪は製作時における調整技法によって、いくつかの類型に分類できる。ここでは埴輪の残存状況の良い41-O Gの資料を用いて検討を行なう。しかし、円筒埴輪は口縁部から二段目半ばくらいまでしか残存していないものが大半であり、よって、その部分の検討結果が主となっている。

まず、円筒埴輪の調整についてみると、外面は一次調整にタテハケ、その後二次調整としてヨコハケを行うが、二次調整のヨコハケを省略したものもある。この一次調整、二次調整という呼称については、タガの貼付けに関係なく、外面調整の順序を指す。伏尾遺跡の円筒埴輪では、802のようにタガの剥がれた部分にタテハケが残っているもののが存在することから、基本的に成形が完了すると外面タテハケ→タガの貼付け→外面タガ間ヨコハケ→タガのナデ仕上げという順序が考えられる。この場合、外面調整のタテハケを1次、タガ貼付け後のヨコハケを二次調整と呼ぶこととする。

外面の調整は、遺構と遺物の項でも分類したように、以下の四技法に分類できる。

- 1, 二次調整のヨコハケを行なわないもの。
- 2, ヨコハケ A類（断続的で工具を器面から離して短く横に動かすもの）。
- 3, ヨコハケ B類（連続したハケで工具は器面から離れずに一周するが、その間に数回工具の動きを止めるもの）。
- 4, ヨコハケ C類（連続したヨコハケで、工具は器面から離れずに一周すると考えられるもの）。

これら2～4については、破片では明確にしえないものや観察の不備による誤認が予想されることは最初に断っておきたい。

この四技法を焼成別にみると、土師質のものは全ての技法が認められるのに対し、須恵質のものはヨコハケ B類のものしか認められない。また同一の個体でありながら、ハケに使用する工具の原体が、明らかに異なるものもある（748）。

一方、内面の調整は、表5で外面調整との対応関係を各々の個数で示した。内面の調整については、細かく見ると多くの種類が認められるが、基本的には次のような分類が可能である。口縁端部内面は基本的にナデ仕上げであって、ここでいうのは上から一段目のタガまでの部分の内面を指す。また、それ以下では調整が変わることも珍しくない。内面調整には、タテハケ（部分的なものと丁寧なものの二者）、ナナメハケ（たいてい粗雑なもの）

外 面 △	内 面	タ テ ハ ケ	ヨ コ ハ ケ	ナ ナ メ ハ ケ	タ テ ヨ の コ ハ チ ケ ケ	ナ タ メ の ハ チ ケ ケ	ナ ナ メ ハ チ ケ ケ	ヨ タ メ ハ チ ケ ケ	ナ タ メ ハ チ ケ ケ	ヨ ナ メ ハ チ ケ ケ	タ テ の ハ チ ケ デ	ナ ナ メ ナ チ ハ デ	ナ デ
ヨコハケ A	1										1	3	
ヨコハケ B(土)	1	1	2	1				1	1	1	1	2	
ヨコハケ C		1			2					2			
タテハケ			1							1		5	
ヨコハケ B(須)	2				1		2		1	1	2	4	

表5 41-O G円筒埴輪、内・外面調整別個体数

の), ヨコハケ(断続的なものと比較的丁寧なものの二者), ナデ仕上げでハケのみられないもの(タテナデとナナメナデの二者)などがある。

次に、口縁端部の形態であるが、平坦な面を作るもの(面が少し凹むものもある), 内傾する面を持つもの, 外傾する面を持つもの, あとは一個体づつだが端部を外に小さく折曲げるもの(762), 一見端面が外傾するように端部内側をつまみ上げる(748)などの種別がある。以上にあげたこれらの調整は、外面調整、内面調整、口縁端部の特徴それぞれの種別の諸属性をうまく整合した類型化ができない。あるいは今後の詳細な検討によっては、属性の分析が可能かもしれない。ただ、ここで指摘できることは、調整技法や成形技法の差が何を表しているのかである。この場合、一般的に時間的な差による型式差は考慮しないものとしよう。

今のところ埴輪の製作に関わる製作者と製作者集団の関係はほとんど明らかになっていない。従って、埴輪に現われた技法などの各特徴の差が、製作者個人の個人的なクセによるものなのか、一定の規則性に規制されて規格的に作っていたことによる工人または工人集団というものの差なのかはまったく明らかではない。

外面の調整についてみると、二次調整を行なうものと行なわないものは、明らかに調整工程の差として認識できよう。また、ヨコハケの施し方の違いもなんらかの調整技法上の差と考えられるかもしれない。調整工具が変わる例は、同一工人が工具を持ち変えたのか(その場合持ち変える理由が必要である), 複数工人が関わっている証拠なのであろうか。一方、内面については種類の多さからみて、製作者の個人的なクセの差が出ているこ

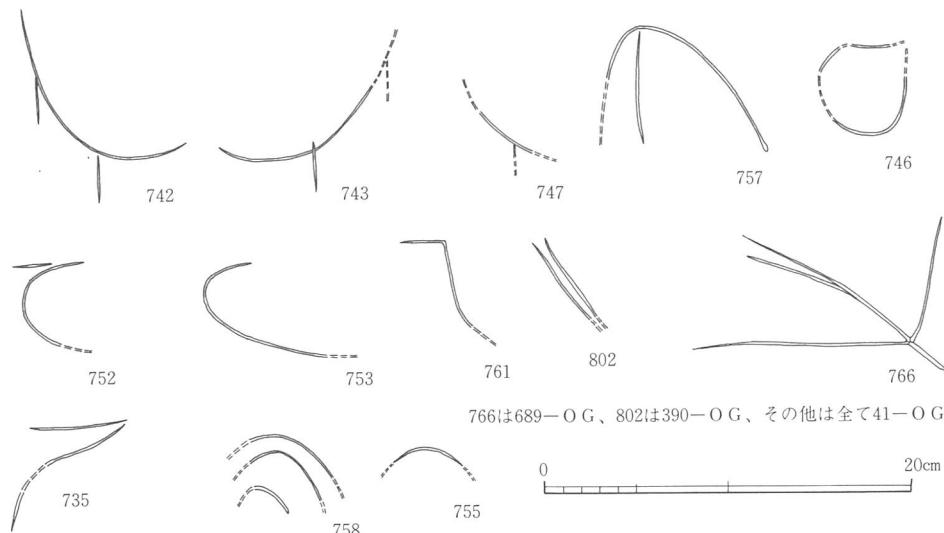
#### 第4節 小結

とも考えられるが、基本的な大分類の下ではやはり、複数の製作背景を考えられるかもしれない。さらに、各埴輪の口径、口縁部の形態、口縁端部の形態、タガの形態による分類もできうるが、これらの属性も多岐にわたっており、一定の類型を見い出すまでには至っていない。

しかし、伏尾遺跡に埴輪を供給した埴輪製作者は、二人三人の少人数であるとは常識的にみてありえない。今後、埴輪の技法差などを個人的な許容範囲でのクセと、明確な規格性の主張をどこで見分けるべきかが当面する課題となるが、複数の工人が集まった埴輪製作者集団というものを考えるのが適当であろうと思われる。

埴輪にみられる四つの外面調整を、工人個人のクセとみるか、工人の属する複数の集団間の規則と見るかでは大きな違いがある。また、埴輪製作の工程が常に一人の手で完結して仕上げられたものなのか、複数の工人間で流れ作業的に仕上げられていたのか、でも大きな違いがある。

また、この問題に言及する場合に考える糸口になるのが線刻である。いわゆる須恵器のヘラ記号と似たものであるが、伏尾古墳群の場合、同じ線刻では各属性も近いものとなっているような状況が指摘できる。線刻は13個体に確認され、742・743・747・752・753がそれぞれ同じ形である。747は小片のため調整は不明であり、742・743は向きが逆となっているが、内外面の調整は同じ手法で行なっている。一方、752・753は内・外面とも調整



第214図 墓輪に描かれた線刻集成 (1/4)

は同じで、さらにタガも同一の特徴（下面が波状の連続刻みとなる）があり、同一の規則下で製作された埴輪と考えられる。755と758も同じ線刻の可能性がある。これらの線刻は同じ外面調整の間でも異なったものがあり、このことは同一の調整技法をもっていながら複数の異なる線刻を記すものの存在を暗示し、換言すれば外面調整技法は線刻を規制していないが、同じ線刻は同じ調整を守っていると言えよう。この事実を理解する一つの可能性として言える点は、仮に線刻が個人を表すものとすると、調整は同じ調整を共有する集団を表していると言えないだろうか。ある集団は、調整技法において同一の規則を有するが、線刻は個人の意志で付けられていた。従って、同じ線刻を付けるものが、異なる調整技法を行なうことはなかったのではないだろうか。調整技法は線刻を包括する、すなわち集団が個人を包括する<sup>(註)</sup>ということである。ただし、この場合、大部分の線刻がないものの取り扱いが困難となるし、なお実体となる証拠は少数派である。いずれにしても、埴輪を製作する現実の生産者と、それを包括する集団というものの存在だけは、確かに想定することが可能ではある。

ところで、円筒埴輪の諸類型の共伴関係について、二次調整のヨコハケを省略し、タテハケのみで終わっている場合、従来では二次調整のヨコハケを行うものより新しいとされていたが、最近では摂河泉の各地でこれらが共伴する例が増えている。百舌鳥古墳群内の何基かの古墳にもこの両者の埴輪が共伴している例がみられる。よって、これらの埴輪が一つの古墳内で共伴することは、地域的・時期的なものでなく、摂河泉地域では一般的な傾向にあるのかもしれない。

以上、伏尾古墳群の埴輪について、思うところを記してきた。41-O Gには小古墳ながら高い質の埴輪が供給されていた。古墳の性格についてはすでに述べたところであるが、埴輪との関係となると、供給システムの問題がある。埴輪の製作集団は言うまでもなく、墓の造営に伴なって始めて機能するものである。埴輪製作が大王墓造営に伴なうようなものであった場合は、恒常的な生産体制が要求されたことであろうし、百舌鳥古墳群の造営のような大事業の場合は、それに伴なって新たに設置されたような専業集団もある。

しかし、伏尾古墳群のような小古墳の造営にあたっては、どのような供給体制を考えられるであろうか。まず、埴輪が当時の古墳という政治的記念物の象徴であるからには、古墳を飾る葬送儀礼を司るための器物の入手が、被葬者の自由意志による判断で左右されるとは考え難い。従って、伏尾古墳群被葬者の政治的位置を統括する、より上位の権力から埴輪の供給を許されたものと考えるのが自然である。埴輪製作工人は、それがどの程度の

#### 第4節 小結

規模で、どこに所在したものかは不明ながら、これもまた当時の政治機構のうちにあって需要に対する供給の分業体制を担うものとして存在していたものであろう。いずれにしても、伏尾古墳群に供給された埴輪は、複数の工人を認めざるをえないが、それが一つの集団からの供給であったか、複数の集団にまたがる製作工人を考えるべきなのか、残された問題は多い。最近各地で発見されている埴輪窯跡や、それを操業しているムラの内容、そして埴輪の胎土の問題など、総合的な研究が進展すればやがていくつかの仮説が提出され、顕在化した様々な問題にも答えられる日が来るに違いない。ここでは、まだ問題点の指摘にとどまらざるを得ない点が惜しまれるが、以上を第III区の小結にかえておきたい。

#### (註)

ここで展開した議論は、あくまで伏尾古墳群の埴輪の観察を基礎とする。従って、埴輪の調整技法と線刻の関係については一般論として生かせるには、なお不十分であり、さらなる検証を待たねばならない。つまり、調整技法（製作者集団）と線刻（個人）の関係については、まったく逆の考え方もあり立つ。つまり線刻が集団を表し、調整技法が個人を示している可能性も十分にあり得るということである。集団が複数の個人から成り立つとすれば、調整を規制するよりも記号を規制すると考えた方がはるかに理解しやすい。さらに厳密に言うなら「集団」とは何ぞや？という議論である。本文ではやや短絡的な論理を展開しているが、乏しい資料の分析から複数の記号と複数の調整技法の存在を見い出し、個人と集団の関係を導こうとした試みと理解されたい。

#### 第V章 参考文献（発行年順）

- 田辺昭三『陶邑古窯址群』I 平安学園考古学クラブ 1966  
堺市教育委員会『四ッ池遺跡調査概要』 1969  
吉田恵二「埴輪生産の復元」『考古学研究』第19巻第3号 考古学研究会 1973  
川西宏幸「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第64巻第2号 日本考古学会 1978  
赤塚次郎「円筒埴輪製作覚書」『古代学研究』第90号 古代学研究会 1979  
大阪府教育委員会『陶邑』II 大阪府文化財調査報告書 第29輯 1980  
近藤義郎『前方後円墳の時代』日本歴史叢書 岩波書店 1983  
(財)大阪文化財センター『府道松原泉大津線関連遺跡発掘調査報告書』I 1984  
(財)大阪文化財センター『府道松原泉大津線関連遺跡発掘調査報告書』II 1984  
堺市教育委員会『四ッ池遺跡』堺市文化財調査報告 第16集 1984  
堺市教育委員会『鈴の宮』IV 堀市文化財調査報告 第17集 1984  
大阪府教育委員会『陶邑』VI 大阪府文化財調査報告書 第35輯 1987  
大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター『小阪遺跡』(その3) 1987  
桜井久之「埴輪と中・小規模古墳—長原古墳群の形象埴輪—」『季刊考古学』第20号 雄山閣 1987  
中村 浩「陶邑窯跡群における工人集団と遺跡」『古文化談叢』第20集(上)九州古文化研究会 1988  
(財)大阪市文化財協会『長原・瓜破遺跡発掘調査報告』I 1989  
都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』岩波書店 1989

## 第VI章 まとめ

伏尾遺跡の調査結果は、思いのほか重要な知見を得ることとなり、事実関係の概要については前章までに述べてきた。ここでは成果を要約してまとめにかえたい。

伏尾遺跡の今回の調査は、18000m<sup>2</sup>に及ぶものであり、各時代の濃密な遺構・遺物を検出している。旧石器時代以来、伏尾丘陵においては各時代の人間の営為の痕跡が見い出されるが、主要な遺構の時期的な変遷は、以下のとおりである。ただし、住居や建物については建て替えや拡張を不確定なものとして除外し、掘立柱建物も明確に認定できないものを含んでいる点で、示した数値には変動がありうる。

弥生時代中期　竪穴住居9棟（円形）、井戸、土坑、溝など

弥生時代後期　竪穴住居6棟（円形、方形）など

古墳時代前期　竪穴住居6棟（方形、平地式？）など

古墳時代中期　竪穴住居3棟（方形）、掘立柱建物30棟以上、古墳4基、溝、土坑など

古墳時代後期　窯跡、土坑群など

室町時代以降　掘立柱建物、埋め甕、井戸、土坑、溝、畑など

以上のように、弥生時代以降断続的に続く伏尾集落は、必ずしも同一のムラの歴史的変遷の過程という訳ではない。伏尾集落は弥生時代中期末～後期にムラが形成され、少し時間をおいて古墳時代前期まで続く。古墳時代中期、5世紀代に再び現われたムラは、これまでの集落を質量共にはるかに凌駕した規模を持っており、古墳も造られた。これは伏尾集落の自律的な背景だけでは説明が困難なものである。その集落も6世紀後半には活動を止め、ふたつの土坑群を残すだけとなつたが、後の数百年間は歴史の時代が続いている。室町時代になって再び丘陵上は、人間の働きかけが始まるが、今度は封建制下の新たな生産基盤としての段丘開発であった。

伏尾集落は形成時、弥生時代社会に埋没していたものと思われるが、古墳時代以降には、古代国家成立への胎動を色濃く体現し、「陶邑」の成立など、在地集団を巻き込んだ権力による諸生産の分業体制の確立、それに伴う政治的・経済的動向による社会関係の再編を示し、小古墳の成立を経て、6世紀代にはひとまずその活動を終えたものである。

今後、本書で果たせなかつた大胆かつ慎重な検討を、沈黙せる伏尾集落は待っている。

最後になったが調査および本書作成過程で、ご教示ご協力いただいた方々・機関の御芳名を以下に記して、謝意としたい。（50音順）

安 喜均、網干善教、石田 修、市本芳三、植野浩三、江浦 洋、奥田 豊、小田富士雄、笠井敏光、神谷正弘、金 東鎧、金 誠亀、金 正完、合田幸美、清水 篤、北野俊明、定森秀夫、三宮昌弘、高島 徹、竹谷俊夫、武末純一、中西克弘、中村 浩、樋口吉文、福岡澄男、町田 章、三好孝一、森屋美佐子、八木久栄、山内紀嗣、吉井秀男、帝塚山大学考古学研究室東アジア部会

(財) 大阪府埋蔵文化財協会調査報告書 第60輯

陶邑・伏尾遺跡 A地区

近畿自動車道松原海南線建設に伴う発掘調査報告書

1990年5月1日 発行

大阪府教育委員会

編集・発行 財団法人 大阪府埋蔵文化財協会

大阪市中央区谷町2丁目2番20号 大手前ウサミビル

T E L 06-942-3885

印 刷 株式会社 中島弘文堂印刷所





付図1 第I区 全体図 (1/200)